平成２１年（フ）第１２５号
栃木県那須塩原市東小屋354番地５
債務者　石井　文代（旧姓新屋）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１２６号
栃木県大田原市狭原1100番地
債務者　人見　康彦
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４６２号
静岡県袋井市浅羽2677番地の６　アーバンＳＴＭ　２Ｄ号室
債務者　酒匂　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
岡山市北区北方１丁目15番28号　ファミール神宮寺102号、前住所岡山市北区北方２丁目５番26―２号
債務者　多田　恒子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８１号
岡山市北区北方３丁目３番17号　北方Ｙハウス Ⅱ－Ｂ204号、住民票上の住所岡山市北区広瀬町９番22号
債務者　多田　定義
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１２号
岡山市中区山崎246番地１　大本組山崎寮、前住所大阪市此花区伝法６丁目３番３―924号
債務者　奥見　啓介
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２２号
岡山市中区国富814番地１　３
債務者　香川　剛
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３号
秋田県大仙市清水字沖郷南田115番地
債務者　寺田真由美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第６２３号
静岡市清水区港町２丁目６番16号
債務者　沼田　典子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２６号
岡山市中区旭東町１丁目５番８号　ハイホームＫ　Ｃ号室、前住所岡山市中区平井７丁目24番１号
債務者　奥原　一弘
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７３号
岡山市東区楢原428番地４　ハイツ舟橋101号室
債務者　本郷智恵子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８１３号
東京都杉並区西荻北１丁目２―８　光西荻窪マンション吉崎方
債務者　佐藤　勝則
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９９４号
栃木県足利市松田町473
債務者　森田すみ代（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０１３号
福岡県久留米市東櫛原町1362―１
債務者　阿世賀浩一郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６２号
埼玉県三郷市彦成４丁目１―11―204
債務者　折井　紀彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部